

## 結核健康診断実施報告書

前橋市長 あて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）第53条の2の規定により定期の健康診断を実施したので、同法第53条の7の規定に基づき下記のとおり報告する。

実施年月 年 月分  
報告年月日 年 月 日

学校・医療機関・施設等の名称及び所在地						
実施者名（学校・医療機関・施設等の長）						
対象者の区分 (該当する区分に ご記入ください)	学 校	医療機関	介護老人 保健施設	社会福祉施設		刑事施設
	大学・高校・専 修学校・各種 学校の新1年 生	教職員	従事者	従事者	65歳以上 の入所者	従事者
対象者数						
ス 胸 線 部 エ 撮 ツ 影 ク	間接撮影者数					
	直接撮影者数					
かくたん検査者数						
被 発 見 者 数	結核患者					
	結核発病のおそ れがあると診断 された者					
未受診者がいる場合 その理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内に受診予定 ( 名 )</li> <li>・受診勧奨中 ( 名 )</li> <li>・その他 理由 :</li> </ul> <p style="text-align: right;">( 名 )</p>					

## 記入上の注意

- 1 「事業所・学校・施設等の名称及び所在地」欄には、法人名だけでなく、施設、学校名等を記載すること。
- 2 小学校・中学校・各種学校（修業年限が1年未満のもの及び小中学校相当のもの）においては職員のみ記載すること。
- 3 高等学校・大学・短期大学・専修学校・各種学校（修業年限1年未満のものを除く）・高等専門学校・養護学校（高等学校相当）については、職員及び学生・生徒について記載すること。
- 4 病院・診療所・助産所においては、医療機関欄に職員のみ記載すること。
- 5 介護老人保健施設においては、職員のみ記載すること。
- 6 社会福祉施設（社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設）においては、職員及び65歳以上の入所者について記載すること。
- 7 刑事施設においては、20歳以上の収容者のみ記載すること。
- 8 この報告には以下の事項も含めて記載すること。
  - (1) 感染症法第53条の4の規定により定期の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者に提出した場合。
  - (2) 定期の健康診断を疾病や事故等により受けなかった者が、感染症法第53条の5の規定により健康診断を受け、その証明書等を実施者に提出した場合。
- 9 胸部エックス線撮影で、間接撮影と直接撮影の区分がわからない場合は間接撮影に記載すること。
- 10 結核患者とは、医師による医療行為を必要とする者をいい、結核発病のおそれがある者とは、医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とする者をいう。

※ この報告書の提出先 前橋市保健所保健予防課感染症対策係

住所：前橋市朝日町三丁目36番17号 TEL：027-212-8342 FAX：027-224-0630